

第三十四回 参議院商工委員会會議録第二十六号

昭和三十五年四月二十七日(水曜日)午後一時五十二分開会

委員の異動

本日委員山口重彦君辭任につき、その補欠として吉田法晴君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 山本 利壽君
理事 川上 為治君
古池 信三君
栗山 良夫君
委員 赤岡 文三君
斎藤 昇君
高橋進太郎君
阿部 竹松君
近藤 信一君
椿 繁夫君
吉田 法晴君
島 清君
加藤 正人君
通商産業大臣 池田 勇人君
政府委員 中小企業庁長官 小山 雄二君
振興部長 中野 正一君
事務局 常任委員 小田橋貞壽君
会専門員

本日の會議に付した案件
○参考人の出席要求に関する件
○商工会の組織等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(山本利壽君) これより商工委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。本日山口重彦君が辭任され、その補欠として吉田法晴君が選任されました。

○委員長(山本利壽君) 理事会で協議いたしました委員会の審議予定について御報告いたします。

本日は商工会の組織等に関する法律案について質疑を行ないます。明二十八日は午前中商工会の組織等に関する法律案について参考人の意見を聴取いたし、午後は同案について質疑を行なうことといたしました。

○委員長(山本利壽君) この際、お諮りいたします。明二十八日に、商工会の組織等に関する法律案について参考人から意見を聴取することについて、参考人と存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと稱ふ者あり〕
○委員長(山本利壽君) 御異議ないと認めます。

つきましては……

○阿部竹松君 きょうきめたんですか、参考人の名前……

○委員長(山本利壽君) これから一任していただいてもよいと……

○阿部竹松君 それではきょう午後きめてあしたやれますか、そんなことを言……

○委員長(山本利壽君) 速記をとめて。

午後一時五十四分速記中止

午後二時二十五分速記開始

○委員長(山本利壽君) それじゃ、速記を始めて下さい。

つきましては、参考人の人選等は、委員長及び理事に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと稱ふ者あり〕
○委員長(山本利壽君) 御異議ないと認めます。

○委員長(山本利壽君) それでは商工会の組織等に関する法律案を議題といたします。質疑のある方は順次御発言を願います。

○近藤信一君 この商工会法が提案されて、さきに私は本會議で池田通産大臣に御質問を申し上げましたので、あまり重複しないようにいきたいと思います。中には重複する点があるかも知れません。

そこで、私はこのたび商工会の組織等に関する法律案というものが提案されたいきさつについて若干お尋ねしたいと思ひます。この法案を提案されたいきさつについては、いろいろとごさいまして、私も漏れ聞きます。

とごさいまして、私も漏れ聞きます。とごさいまして、私も漏れ聞きます。とごさいまして、私も漏れ聞きます。

田通産大臣という実力者であり、特にまた次期総裁といふことがいろいろとうわさにも出ておる。そういうふうな布石として中小企業の組織を完成して、そうして中小企業の方々に對していろいろと協力を願ひ、中小企業を選挙地盤として有利に導こう、こういうふうなことで、今度この商工会の法制化といふことに通産大臣が本腰を入れてかかれた、こういうふうな聞いて

おるような点があるのですが、大臣、この点はいかがですか。

○國務大臣(池田勇人君) そんな大それた考えは毛頭持っておりません。私はやはり地方出身でございまして、子供のときから、町なかで商工会なんというものがございまして、いろいろ中心になつて仕事をしておつたことを覚えておるのであります。敗戦後、都市には商工会議所ができております。實質上の加入者は中小企業も入つておりますが、本會議で話になつたように、なかなか中小企業方面に手の届かない状況であつたのであります。従ひまして、私は中小企業の育成強化には、やはり商工会というものがなければならぬ、こういう氣持を日ごろから持つておつたので、通産大臣になりまして、この手の一つの方法として立案を命じた次第であるのでございまして。

○近藤信一君 それといふのも、かつて終戦間もないころ、池田通産大臣は当時大蔵大臣でしたか、その当時、中小企業の面については、あまり熱意がなかった。しかも、中小企業を誹謗さんふしたようなことも言われた。それが今日急に中小企業振興に努力をする、こういうふうな池田通産大臣の御意見も変わつてきたものですか、世間ではそういうふうなことがいろいろと言われるんじゃないかと思ひますが、そういう点、池田通産大臣が今度の施政方針の中でも特に中小企業に對して力を注いで、そしてこの中小

企業振興のためにやりたい、こういう抱負を述べられました、私も非常に同感しておるわけなんです。そこで、今度貿易・為替自由化によりまして、この点は本會議でも若干触れさせていただきましたけれども、中小企業にしろ寄せがくるんじゃないか、やはりこの貿易・為替の自由化といふことはやらなきゃならぬ問題でございまして、けれども、今これによつて直ちに中小企業がよくなることは私も考えられない。これはやはり大企業は貿易・為替の自由化といふことによつてよくなるかもしれないが、中小の中であつてもまだそういう傾向があるかもしれない。しかし小一層細といふことになつてくると、やはり非常に混乱をする向きがあるんじゃないかと思ひます。その混乱をするから今度それに対するいろいろな法案を考慮したんだと、こう答弁もされておりましたが、一休あなたのお考えとしては、あなたの抱いておられる中小企業振興とこの貿易・為替自由化による中小企業の混乱、こういうことで矛盾のあるように私は思ひますが、その点いかがですか。

○國務大臣(池田勇人君) 私は政界に志しましてから、やはり大衆のよくなるようにといふことを常に考へております。私はこのごろよく言ひますが、以前は、乏しきを憂へず、ひとしからざるを憂へるというので戦争中やつてきた。私はそうではなくて、やはりひとしからざるを憂へると同時に乏し

きを憂うで、今度の貿易・為替の自由化も乏しきを憂う、いわゆる全体をもっと上へ上げるんだ、こういうことが私は第一番であるのであります。当時不自由の時代から経済が正常化し、自由化されることにおきましては、ある程度しわ寄せがあることはやむを得ない、いわゆるやみの経済が正常な経済になってくることによって犠牲者が出ることはこれは好まない、避けなければならぬのだが、一時的現象としてはやむを得ない、これを伸ばしていくんだという気持が、私は以前からずっとしてきているわけでありまして、自由化によりまして、何が、どの方面に支障が出るかということになりますと、私はこの面につきましては、経済の何と申しまするか、表面的の問題として、第一にくるのは大企業に参ります。で、中小企業、中小企業といわれまするが、中小企業にくるのはあとからくるのがほんとうだ。今回のいろいろな問題にいたしましては、自由化ということとは、日本の経済をもっと上にすること、もっと上位に置く、この手段としてやっているのだ。混乱がどこにくるかという問題につきましては、これは品種ごとによつて違いますが、私はソーダ工業なんかは、ほんとうに自由化したらつづれちゃうと思ひます。自動車工業も、今すぐ自由化したらつづれてしまふ。こういうような大企業は、中小企業というのでなしに、どの面においても非常に悪影響を受けるものにつきます。それが対策を講じてでないといけません。で、これは変なたとえかも知れませんが、自動車が入ると人力車が困る、電気がつくともうそく屋が困るのだからといって、

電気や自動車を日本に入れないというわけにはいかぬ。だからそのときは、困る方につきましての準備態勢をとるのていくことが必要でございまして。私は商工会法を作りましてたゆえんのは、これは貿易・為替の自由化のゆえに、これを設けるというのではございせん。過去においても中小企業のために組織化、指導、育成というのにつきます。やはり商工会法がぜひ必要であるという考え方でございましてあります。為替・貿易の自由化といふものは、これは大企業、中小企業のおおのその品種ごとに考えていかなければならぬ問題である。で、自由化の問題にいたしましていろいろございまして、私は期限を切つてやるべきではない。とにかく受け入れ態勢ができてから入れてやる。たとえば原綿、原毛の問題を自由化しようとする、そうすると、繊維関係がすぐ自由化される、こういうふうな誤解されやすいのでございまして、繊維原料を自由化するからといって、織物その他の製品を今直ちに自由化するつもりは毛頭ございせん。これはやはり綿につきましては相当の競争力がございまして、毛の方にございましては、梳毛関係はまだまだ十分でございせんし、また外国からみまして、繊維関係につきましては、自由化している国でも、やはり貿易協定の地で制限いたしておられます。またドイツのように完全に自由化しても、日本の繊維製品と陶器は、まだまだいつ自由化するとも言つておりません。ミシンとか望遠鏡やライター等は、二、三年のうちに自由化をして、日本のものを入れると言つておりますが、繊維とか陶器なん

てものは入っていない。それはドイツの繊維製品あるいは陶器が、日本のものに対して劣っているからである。各国ともみなそういうふうなことをやっているのではありません。私は貿易・為替の自由化が、大企業と中小企業とを問はず、これが競争力をつける、また競争力をつけざるために必要な自由化ということで進んでいるのであります。

○近藤信一君 今大臣が貿易・為替自由化によつて、中小企業が混乱するといふことである、大企業にもそういうおそれがある。これは準備がなされておられることである、大企業にも大きな影響がある、まあそういうことで、特に大企業は、いろいろな資金面やなんかにおいても、がっちりしておりますし、その点、中小企業は資金面その他の面が非常に窮乏なんで、この窮乏な中でこれを切り抜けていかなければならぬ。そのためには大臣は今度はいろいろと、中小企業のために団体法がある、また中小企業協同組合法がある。だからそれらを改正し、それからまた設備の近代化などを進めなければならない。いろいろな方策を講じなければならぬ。またきょう本会議で成立しました中小企業業種別振興臨時措置法、これらを用意したと、こういうことで、いろいろ大臣が中小企業に対して、特に考慮されておられる熱意はよくわかるわけなんです。ところがこの間も業種別振興法をいろいろ審議しました過程で、あれはこれから五年間調査して、それから業種を指定するといふことで、それが一番当初は十五業種、あと四年間で努力して全部で百業種くらいと、こ

う話なんです。五年間でやつと百業種くらいが業種指定される、こ

○近藤信一君 今度貿易・為替の自由化といふことが急に打ち出されましたが、これは何か思ひつきのような気がするのです。それは昨年俸れですか、予算編成のあれがほぼ終わった十二月ごろですか、急に貿易・為替の自由化といふことが唱えられ出した。こ

う点からいいますと、何かいろいろと国外の貿易・為替の自由化を要望している産業資本家にあおられて、そうして思ひつきのこの法案をあなたの方でいろいろと用意をされた、こ

○国務大臣(池田勇人君) 私は十一年前に自由党に入りますときに、為替相場をきめて国内の経済を自由化すると同時に、国際的に自由化しなければ日本経済は立ち行かぬという考えのもとに党に入りました。そして大蔵大臣を引き受けたときに、まず国内の経済の自由化、正常化をはかつたわけでございます。これには非常な決意を要しました。たとえば昭和二十四年の予算七千億円のときに、経済安定帯といふものをなくいたしまして、そして自由な姿にするために二千億円の補助金をやりました。アメリカの援助資金をはつきり見返り資金に入れると同時に、自由化の方を始めたのであります。国内経済を自由化いたしました、が、国際的には非常に不自由で、決して日本の経済自体が自由化して伸びていくような格好になっておりません。従つて、私は石橋内閣のときにも大蔵大臣として、大豆の自由化ということを経済閣僚会議にかけまして、ほぼ決定いたしましたのであります。昭和二十四年のあの外貨不足のために関税はかけましたが、結局は自由化はできなかった。私は国際経済を自由化に持つていくといふことは、私の前からの信念であるのでございまして。国務大臣を岸内閣で一昨年やりましたときに、これは、私は当時の通産大臣である高橋君に繊維関係の原綿、原毛は自由化

すべし、これをはっきり党の当時の総務会長も一応私は賛成したと記憶いたしておきます。で、その後におきまして、私は岸内閣に今度入ります前に、おきまして、すなわち昨年の二月の閣議で自由化に進もうということを決定したようにございまして。私は昨年六月通産大臣に就任したときにも、為替・貿易の自由化をやるべしと就任後発表いたしました。そうして八月この一部商品につきまして自由化したのであります。そうして原綿、原毛等の自由化につきましては、去年の九月ごろからもう準備を始めまして、やっておったのであります。ただ、たまたまこれが非常に大きく出ましたことは、そうして誤解を招きやすいことは、国民の方々が一昨年の暮れに、ヨーロッパにおけるいわゆるドル、あるいはヨーロッパ全般の通貨が交換性を回復したという事実が一昨年の暮れに起こりましたために、急にこれが問題化するようになったのであります。御承知の通り従来はドルとポンドが交換性がございまして、ポンドというものはソフト・カレンシーとして特別の待遇を受けておったのです。日本はポンド地域の方に対しては輸出超過でございまして、ドル地域の方は輸入超過でございまして、ドルが不足しポンドが余る。余ったポンドをドルに交換することができませんので、ポンド地域からの商品につきましては、おおむね自由にしておりまして、ドル地域の方には差別待遇をしておったのであります。一昨年まではそうだったのであります。交換性を回復しますと、ドルとポンドは同じことになるから、ドル地域に対して二百数

十品目の不自由化、制限をしておるということ、これは当然のけなければならぬ。昨年の私が通産大臣になりましたときに、ドル地域に対して制限しておった十品目につきましては、これは理屈上からいって事実上からいって、ドル地域に対しての制限を撤廃すべき筋合いのものなんです。それでまず第一に原材料の方から手をつけまして、アメリカやあるいはカナダに対して、特別な制限をつけておるものからはずして、このように、一時アメリカから押しつけられたのだというふうなことをいってありますが、そうじゃない。世界的な趨勢としてやがざるを得ない、やった方がいい。かてて加えまして、ドル地域への輸出が非常に伸びて参りましたから、やはりここで自由化に拍車をかけるようになったのであります。しかし対ドル制限を撤廃いたしましたも、これは全体の貿易の額から申しますと一割程度でございまして、これを今年の十月にしましますならば、今まで自由化した全体の貿易に対しては、三割、四割、五割になる。そうして来年の四月からやります組織関係の原材料の自由化、すなわち原綿、原毛の自由化をやりますと、これが大体二割程度でございまして、これを加えまして六割程度に相なると思うのであります。片方ではいろいろないわゆる完成品その他機械等も随時日本の競争力を考えながら、そうして一方では日本の商品の品質を上げる手段として、自由化にだんだん進んでいくべきものだといふのでいっておるの、先ほど申し上げましたように、日本本経済をより高度により強くしてい

くための手段であるのであります。で、急に思い出したことではないので、私は十数年来の主張を実現しようとしておるものであります。それにはやはりタイミングがございまして、タイミングを考えながらやっていきたいと思ひます。

○近藤信一君 大臣が日本の経済の上に立つてこの貿易・為替の自由化ということをやらなければならぬ、こういうことで、いろいろなときまで熱意を持ってやってこられた。まあその貿易・為替自由化という前提の上に立つて、いろいろと国内の準備不足というものを何となく早く取り返さなければならぬ、こういうことで、今度の商工法という一つの法律案を用意されたと思ひます。そこでこれは衆議院でもだれかちよつとそんなことを言っておりまして、この商工法の立案は、何か中小企業法で計画したのじやなくて、どこかほかのところで計画された、こういうふうな感じがする。あるわけなんです、この点どうですか。

○国務大臣(池田勇人君) 中小企業法の所管でございまして、私は中小企業法で立案したと思ひます。しかし役所の仕事というものは、やはり官房総務課というものがございまして、全体の省内の各局の仕事を取りまとめる組織になっておりますから、原局とさうして官房とで共同して作る場合もございまして、主体は中小企業法でやっておりますと思ひます。

○近藤信一君 それからこの本法の予算といふんです、これが今度四億余り組まれたのですが、これは聞くとところによると、大臣が第二次査定案で四億

何がいふものかを査定された。この第二次査定案で四億四に大幅に査定されたといふことは、いわゆる商工会の組織を握って、先ほど私がちよつと言いましたように、与党の選挙地盤といふふうなことがいろいろと考えられて、さうして町村の商工業者を握る、さういふことで比較的多い予算を査定された、さういふふうにいわれておりますが、この点、他のいろいろな中小企業の関係の予算と比較して、大臣はどういうふうに考えておられますか。

○国務大臣(池田勇人君) 私は、先ほど申し上げましたように、そんな選挙に利用しようというふうな大それた気持は持っておりません。選挙に利用するとか何とかいふのじやなくて、国民から支持を受けるような政策をすること政治のことでございまして。国民の支持を受ける政策をやることによつて、それが選挙に役立つということ、これは因果関係でございまして。結果がそうなることは、私はあえて否定はいたしません、票をかせぐためという問題ではない。国をよくするといふためにやつたのであります。

さうして四億四程度の予算は、多過ぎるか少な過ぎるかという問題でございまして、私は、ただいまのところ決して膨大な予算じゃございませぬ。しかし、決して不足して、さうにもさうにもならぬような予算でもございませぬ。しかし私は、将来はもっとふやすつもりでおります。初めは七億余万円要求したと思ひます、当時は七、八千万円とか何とかが言っておりましたが、僕はほとんど耳をかさなかつたが、まあ二億四ぐらいという話

もあつたようであります。私は自分が出かけていって、これだけなければいかぬといふので、石炭の問題とこの分だけは私が最後の交渉をいたした次第でございまして。大体まあまあという予算で、決して多過ぎもせんし、少な過ぎもしないと思ひます。

○近藤信一君 今、大臣は選挙地盤のあれじゃない。自分の考えは、国をよくしていきたい、さういふ考えからあれしているのだ、さういふあれであります、それが、それといふのも、国をよくするためには自民党を強化しなければならぬ、さういふことになるのかもれません。過般の自民党の第七回党大会で、中小企業団体の代表に對して、自民党の方は異例の大招待をされておる。そして商工会の法制化ということをしる、さういふ御説明になって、さうして組織を一つしつかりして、いろいろと中小企業団体中央会、さういふところも若干の反対が当初はあつたように見受けられましたが、自民党の第七回党大会でいろいろと中小企業団体の招待されて、その結果、将来はもっと予算面で考へるのだといふことで予算の点で約束して、これらの招待された人々を納得させた、さういふふうなこともいわれているのですが、その点どうですか。

○国務大臣(池田勇人君) 御質問の点が、はつきりした焦点がわかりませんが、私の考えでは、商工会に關する予算ばかりではございませぬ。中小企業関係の予算はまだ全体としては今後大いに伸ばしていかなければならぬと考へております。これは団体を招待したとかなんとかいふ問題でなしに、政策の

根本問題として、農業あるいは中小企業、そうしてまた労働関係等々、各般の施策につきまして、国の力をつけながら伸ばしていこう、こういう考えでおるのであります。

○近藤信一君 それから商工会法を最初立案にとりかかれまして、第一次第二次、第三次、こういうふうにいろいろと案がだんだんと変わって参りましたが、これにつきましても、これは大臣が中小企業に特に重点を置いて振興をはかる、こういうことを言われまされるけれども、本質的にはこれはそうじゃなくして、やはり商工会議所、こういうふうなところや、また自民党の派閥のために、いろいろと突き上げられて、そうして最後の法案ができたが、こういふふうにも聞いておりますが、商工会議所等からそういうふうな突き上げがあつて、事実そういうこの法案になつたのかどうか、その点いかがですか。

○国務大臣(池田勇人君) 私はいろいろな人の意見は聞きますが、突き上げられたとか押えられたという気持は今まで感じませんでございました。淡々として自分の所信の法案ができたと考えております。

○近藤信一君 これは私が本会議でも御説明に対して質問をいたしました。が、商工会議所がある市部においては、この商工会が組織できない、また今度のねらいが特に町村の商工業者、こういうことになって、この法案の骨子というものがあつたわけなんです。ところが、あの本会議におきましては、まあ十分な御質問もできませんので、簡単にしておきましたけれども、やはりこれ

は何度繰り返しましても、中小企業の存在というものは町村より市部で多数を占めていて、こういうことになれば、やはり私は市部でこそこういうふうな組織というものが必要になつてくるのじゃないか。郡部の組織といつても、郡部では町村におきましては都市と比べて非常にその数も少ない。それが特に今度は町村の方に重点が置かれるというところは、私は都市の中小企業が無視されたようにも思われるわけでございしますが、この点はいかがですか。

○国務大臣(池田勇人君) 都市には御承知の通り商工会議所がございします。しかも商工会議所の加盟者の内訳を見ますと、中小企業に属する者が六、七割を占めておるという状況でございます。しこうして、郡部の町とか村にはそういうものがございせん。従つて、郡部の方に手をつけなければいかぬというのがございします。そうして郡部に手をつけると同時に、お話の通り、大都市の中小企業者も、商工会議所はあるとは思いますが、なかなか手が届いていないから、商工会議所があるところは商工会議所として、もつと掘り下げて中小企業をやつても、ない郡部におきましては商工会を置く、こういうことであります。

○近藤信一君 そこで、都市で中小企業は六、七割を占めていて、こういうことで都市の中小企業関係は本来商工会議所がめんどうを見てきておる。都市には商工会議所があるから、その商工会議所でいろいろと指導面に当たつていけばいい、こういうお考えのようでありませうけれども、やはり都市の商工会議所というものの組織自体が、なほ中小企業との面はやはり考えていろいろと運営されるかもしれません。しかし実際にその零細企業の点まで商工会議所等がめんどうを見てきておるかどうか、私は非常にこの点は零細企業なんかはほとんどおぼろげになつておるというのが今日の状況ではないかと思ふのです。そういたしますと、やはり今後この都市における零細企業は商工会議所法によつて運営されていく。そういたしますと、零細企業にとつてはますます困る面が出てくるのじゃないか、こういうふうには考へるのですが、この点いかがですか。

○国務大臣(池田勇人君) その考えは、私は引つ込み思案な考えで、これを推し進めていこうという考え方でないと思ふのです。それは今までは商工会といふいわゆる下部組織のようなものになつたから、商工会議所といふものがマンネリズムになつて、やすきについておつたのであります。ですから今の状態を改めようと思つて、別に設けようということになりまして、これは中小企業、大企業といつても、その間の間隔といふものはなかなかむずかしいものであります。それよりも既設の力あるものに、中小企業の方に進んでいってもらう、そういうふうな指導することが、中小企業のために私はなると、こういう考えでいておるのであります。

○近藤信一君 今までの不備な点をそのまゝ置いておこうというのではなしに、不備の点を支所を設け、相談所を設け、そしてまた、まあ東京都で申しますれば、東京都の商工課と一体となつて大きい強力な商工業関係の団体として、大都市では商工会議所、町村では商工会、こういう地域的に一本にしてやつていく方が私は目的を達成するゆゑである。今までの足りないところは今後商工会法を設けまして、そして拡大強化していこうというのがねらいであるのであります。

○近藤信一君 理屈はそういうふうになるかもしれませんが、しかし現実の問題として、会議所の議員の顔ぶれを見ましても、零細企業の議員なんてほとんど数える程度の議員しかいない。将来そういう点でまた零細商業や零細企業者は、今大臣が言われるように引つ込み思案であつたかもしれません。しかし今後それかといつて急に元氣を出してその人たちがいろいろと主張する、そして主張して、それじゃ今後商工会議所がこれらの零細企業の方々のためにも努力する、こういうふうな何か約束でもできますか。

○国務大臣(池田勇人君) これは約束する、約束せぬの問題じゃございませう。そういう事態に即応するように、中小企業者の方に目を向けるように、この法案の施行並びに行政指導をすべきであるのであります。私は、商工会議所のあり方として、今までのようなやり方なしに、組織その他も変えて、そして自分らの望む、期待するがごとき運営をやつていくように指導しなかつたならぬと思ひます。

○近藤信一君 この商工会法によつて町村の商工関係はまあよくなるかもしれません。ところが、それに刺激されて都市の商工会も、商工会議所等の奮起によつてよくなつていけば私はいいと思ひけれども、その逆に、町村においては商工会法によつて育成されていく、都市の方はこれの適用もないやうな、都市の中小企業関係はさらに逆な方向に私はくるのじゃないかといふうな気持ちもするのですが、この点どうですか。

○国務大臣(池田勇人君) 御心配なすつておられるようでございしますが、私はそういう御心配が実現しないやうに進めていきたいと思ひます。

○近藤信一君 そういたしますと、そういうふうなことがないやうに進めていきたいと大臣は言われますけれども、それに対する何かがつちりした指導、保証というやうなものができますか。

○国務大臣(池田勇人君) 不敏ではございしますが、通産大臣としてここでそういう方針でやつていって御心配の点がないやうにいたしますと、言ひことが一番の、私は、保証というわけじゃございせんが、お約束じゃないかと思ひます。もちろん、私の会いました商工会議所関係の人も、今後十分中小企業方面の施策をやつていく、先ほど申し上げましたごとく、支所を増設するとか相談所を設けるとか、あるいはいろいろな手を尽くして中小企業の方にも手を伸ばしていくといふことは申し上げておきます。

○近藤信一君 さらに今度の商工会法の適用が町村の商工業者、こういうことになりまして、これに対すること

の人員の制限なんというものはないわけですね、二十人以下とか何とかいう小企業に対する。大企業でも全部この商工会へ入れるわけですね、町村においては。そうすると、町村においてもやはり将来これらの比較的大きな企業関係の方々がこのイニシアチブをとっていく、こういうふうにもまた考えられるのですが、そういう危険性はありませんか。

○国務大臣(池田勇人君) 地域を基本としたものでございまして、それは大企業の方もございましょうし、零細企業もあると思います。で、大企業と中小企業とが同じ商工会で非常に角逐し、争い合うというよりなことはどうか、あるいはないかというお話でございますが、これはお互いが民主的にやっていると、そこでその町村のために、お互いのためになるようなことを私ははかっていると考えております。

○近藤信一君 まあ大臣が、お互いに民主的な運用をはかっているわけは、そういうようなことではないと言われますけれども、地区の会員は商工業者を全部網羅していく、こういうことになりまして、中小企業者が自主的に努力していくという組織にしていって、こういうことではないわけなんです。そうすると、やはりこれは民主的な運営といつても、日本人の今までの何と申しますか、長いものには巻かれろ、こういうふうな気持ちから、特にこれは町村においては、小きなものには巻かれて、大きなものの言うことをふんふんと聞いて、聞いていけば間違いないのだと

いうのが、日本人の今までの気持なんですね。

そういう点からいって、やはりどうしても大企業の方に偏重させていく、こういう危険がどうしてもあると私は思うのです。その点、いかがですか。

○国務大臣(池田勇人君) これは強制加入じゃございません、強制的加入じゃないのです。いやなら入らないでいい、そしてまた、入った場合においても、大企業の人と中小企業の人とが、どうこうというところはございしますが、これは、あるなしにかかわらず、心がまえの問題でございまして、制度の問題ではないのでございします。

○樺葉夫君 関連……。今の、町村に商工会を作る、その町村に、非常に大きい事業をやっている人、本法が主としてねらう零細規模の商工業者、それらが一しょに一つの会を作って、そして総代会とか、総会というものが持たれるわけですから、民主的に運営をすれば、その大きい人というものは数少ないから、数の多い方の意見が中心になるだろうと、だから民主的に運営していけば、その心配するほどのことではないという大臣の御言葉なんですけれども、大きい企業なり商店がおりますと、やはり町や村においては、税金はよくいにかけている、またその下請などをやっているというよりなことで、なかなか大臣が考えのように、実際の運営は、私は民主的にならぬように考えます。

ですから、どうですか、一定の線を引いて、これこれ、これこれのものは、その府県には必ず会議所があるわけですから、大きいところは会議所に入る、本法のねらう対象業者というものは、これこれ以下のもので組織をす

るといふような場合に、私は分ける必要があるのじゃないかと、こう思うのですが、どうでしょうか。——そう、言われるように、理想的にはいきませんよ。大臣。

○国務大臣(池田勇人君) これは商工会なんかに議決いたしますときには、大きい人も、小さい人も、議決権はみんな一票でございます。

そして大きい人は、必ずしも小さい人と相反するといわけのものではない、地域的に見れば、大きい人も小さい人も一体となって、その町その村の育成発展をはかっているべきだ、だから私は排他的の考え方で物事を考えるものではなくて、協力一致の方向で物事を考えていくことが進歩だと思ひます。

いろいろな弊害がある場合も相当御心配のようでありまして、物事の考え方というものは、けんかするだろうというものでいくのではいかぬので、仲よくしていくだろうというところで導いていくのが政治だと思ひます。

○樺葉夫君 大臣は、そう言われますけれども、実際は私は、これは今、立法の過程において、そういう心配のある点は、ちゃんと露骨に出しておかなくてはいかぬと思ひますから申し上げるのですが、いい工合にいかぬと思ひます。

で、都市における商工会議所の問題です。先ほど相談所を設置するとか、あるいは支所を設けるとかというようになことに、商工会議所関係者もお話になっておられることとございしますが、この三億九千万ですか、補助金を予定しておられるのですが、これは、

これまで商工会議所が中小企業部会とか、何とかいうものを設けて、いろいろ世話をするうちに、あるいは相談に乗るようになっておられるもの、なっておりますけれども、それが、実際に都市においては行なわれていない。

そこで今度のこの三億九千万、四億の補助金というのは、これまでのような商工会議所の中小企業対策では十分だから、これこれのものを、一つ財政的にも若干補助をお前の方にやるのだから、これまでなかった仕事をやるように、あるいは支所を設けるようになるわけですか、これは。

○政府委員(小山雄二君) 今、お話の中にありましたように、従来約六千万円ばかりの補助金がございまして、それで中小企業相談所というものを作っております。これを運営しております。主体は、都道府県であったり、市や区であったりします。大部分のものは、商工会議所が一番数が多いわけでございます。

従来そういうようなことをやっておったわけでありまして、小規模の事業者の指導の仕方問題として、相談所を設けて、来るのを待っているというよりなやり方ではないかというのであって、積極的に、むしろ出かけていって指導するという態勢、こういうものを作りたいというものがこの指導のやり方の骨子になります。が、経営改善普及員というものを置きまして、これが出掛けていって、巡回的に指導するといふような建前を考えておられるわけでありまして、従って、従来も商工会議所というものは、むしろ大都市も組織がえし

て、経営改善普及員を適当に配置していくというよりな考え方に、この補助金の中心は、そういう動かし方をやっておきたいと思っております。

○樺葉夫君 私は、先ほど参考人のことについて、ちょっと希望を申し上げたのでありますが、東京、大阪等大都市における行政区単位に、工業会の組織があるのです。よほど零細なものが入っていないと思ひます。それから大きいのは、大体商工会議所に直結していると思ひます。その中間の企業体なり商店なりによって、工業会というものができていくわけですか。

それは関係なしに、今度は、商工会議所に補助金を増額することによって、改善普及員というものを置いて、巡回し、あるいは定期的に指導をやっていく、その場合の、工業会の組織といふものとの関係などは、どういふふうにお考えになつておられるのですか。

○政府委員(小山雄二君) 商工会議所が、全国で四百三十九ございまして、大部分の都市、中都市以下のものは、会員の構成等から見ても、またその規模等から見ても、商工会と大体系が同じだ。従って指導事業のやり方も、大体同じ仕組みでいくのではないかと思ひます。

問題は、非常に大きな都市、六大都市の問題だろと思ひます。この件につきましても、先ほどの大臣の答弁にもありましたが、一つ、仕組み等もある程度考え直して、やり直して、その指導事業が、うまくいくようにやるということにはいたしておられて、その具体的な考え方としては、一つは各區ごとに、会議所の支部を作る、たとえは區ごとに支部を作る。その支部

を中心にして、その仕事をやってみようとする。零細なものは、会費の問題もあり、一人々々では、なかなか入りくれないから、まとまって会議所に加わって、その支店に所属して、指導の仕事を手伝つていくという仕組が、一つの考え方である。

一つは、支部まで作ることが、事情によつて非常にむずかしいような場合には、相談所といふか、会議所の方の指導本部の出張所を区ごとく置いて、そこを中心にして仕事をやっていく。その場合に、今御指摘の工場協会の連合会とか、その区ごとに、零細企業の間とまとめたという団体がある。その団体と協同して指導業務をやつていくという仕組を考えた方がどうか。

大ざっぱに言いますと、この二つの考え方、前者は、会議所の機構の中にも入つてくるのではないかと、後者は、会議所の改善普及員が出張して、その動き方については、その団体と連絡してやつていくという方法で、従来の大きな会議所が、なかなか小規模事業のところにまで世話の手が届きにくかつたところを、届きにくいという仕組で考えて参りたいと考へておるわけである。

○榊原夫君 工業会といふものがある、商店会といふものもある、そこへ会議所の支部を設ける、あるいは出張所を置く、そうして三者一体になつて、その地域の——地域といひましても、東京の特別区、大阪とか名古屋など

どこにしますと、行政区になります、そういう区単位に、三者連絡をして、その普及員を効率的に地域で動いてもらうという仕組を考へるという事ですか。

○政府委員(小山雄二君) そういうことでは、支所あるいは出張所を設けるといふ構想もあるようですが、その単位を、一体どの程度のところに、商工会議所の支部を設置する場合は考へておるか。

○政府委員(小山雄二君) 支部の場合も、あるいは支所の場合も、大体東京では特別区、大阪等におきましては行政区単位でございませう。

○榊原夫君 その場合、東京と大阪とは、大きさが違つては、また、さらに規模の違う都市もあるわけですが、政府の補助金額というものは、それによつて等差をつけていくのですか。支所をたくさん作るところには、補助金を多く、少なくして済むところには、少額でまかなつていくようにする、こういうお考えですか。

か、商工業者の数に比例して何人くらい置くかという事を考へて、それを中心にして配分していくという事でございませう、もし万一、どつかの会議所等、都合によつて、その仕事が多分やれるような仕組等が、とうてい考へられないというところでは、これは補助金は出すわけには参らぬと思ひます。補助金を出せば、商工業者に対する、そういう仕事、そういう仕組で十分できるだろうという見通しがついたところに、その商工業者の人数の比例によつて改善普及員を割り出して、こういう考え方でありませう。

○榊原夫君 商工会議所の支所、あるいは出張所、場合によつては相談所といふふなこともありますが、行政指導によつて、これは作るべきである、町村に商工会といふものを作つて、かくかくにする、会議所のあるところには、これを適用しないのであるから、商工会議所は、こうしなければならぬといふことで行政指導でできるかもしれないが、私はやはり、本法の適用区域外になる商工会議所の存在する地域においては、これは義務づけなければならないのではないか。——商工会議所法というものは、そういうことを通産大臣が考へてなつたら、必ず作らなければならぬようになっておられますか。

○政府委員(小山雄二君) この法律は、商工会の部分と、小規模事業者指導事業に関する助成の部分とあるわけですが、商工会と商工会議所が並んで適用を受けるわけでありませう。

今、会議所等が、そういう事業をや

るについて、法律で何か規制をしたらどうかというお話であります、助成は、政令の定むるところによつて、いろいろ補助をするわけでありまして、政令でいろいろなことをきめて参ります、そのときに、要するに、この目的とした小規模事業者に対する指導事業といふものが、できるという保障がないと、これは補助金はやらないわけでありませう、これが一番そういうことをやつてもらふために、刺激といひますか、保障になるのだらうと思ひますが、そういう仕組で、そういう仕事をやつてもらふべきところには補助金はいかぬわけでありませう。これで押さへておきます。

○榊原夫君 中小企業庁長官、そういうことを聞いておるのでないのです。なるほど、実際に仕事をやつてもらふところではない、補助金を出さぬといふことは、これはわかるのです。この法律が成立して、商工会議所のあつた地域、しかも商工会議所に加盟するに至らない中小零細の企業なり商店といふものを指導していくこと、こうしてやるわけだから、商工会議所のあつた地域の中小以下の企業者、事業者に対する救済といふものは、何か別に考へなければいかぬのではありませうか、そういうわけなんです。なるほど、そういう仕事をやるべきがなければ、補助金の申請をしなければいけません、あなたの御説明を承つておられますか。

そうではなくて、町村の商工業者は、これによつて会を作り、普及員の人員費と事務費の一部を補助を受けて、何らかの手助けになるのでしょうか。

ところが、その手助けになるようなところ、商工会議所のあるところでは受けられないではないか。それを救済する方法を、この商工会議所法の改正を一行なうことによつて、大都市のそういうところも恩恵が受けられるというように法定する必要があると思ひます、それから聞いておるのです。

○政府委員(小山雄二君) ちょっと誤解をしておりました、この点は、商工会も商工会議所も同じでございませう、会員になるからぬかは自由になつております。

従つて、この小規模事業者に指導事業を行ないます場合には、商工会も商工会議所も、その会員でない人の指導もやるわけですね。ただ大きな商工会議所等は、数が多いことであり、相当組織も膨大であるから、なかなか下の方まで手が届きにくいのではないかという点が、ちよつと違つては、先ほど申しましたが、その点については、先ほど申しましたような仕組で、会員であつたとなつたら、その小規模事業者の世話を、そういう仕組でやつていく。こういう考え方の方でございませう。特に、それを法定する必要はないかと思ひます。

○榊原夫君 そうなると、会議所に支所を設けず、出張所を設けさせ、相談所を設けさせ、こう言われましても、補助金をもらはないつもりであれば、作つても作らぬでもいいわけですね、それでよろしい—そういうことにおいてよろしいかと言ひます。

○政府委員(小山雄二君) 従来の商工会議所は、いろいろな仕事をやつておられます、見ましても、仕事の大部分

を、その手助けになるようなところ、商工会議所のあるところでは受けられないではないか。それを救済する方法を、この商工会議所法の改正を一行なうことによつて、大都市のそういうところも恩恵が受けられるというように法定する必要があると思ひます、それから聞いておるのです。

○政府委員(小山雄二君) ちょっと誤解をしておりました、この点は、商工会も商工会議所も同じでございませう、会員になるからぬかは自由になつております。

は中小企業関係、分量的に言いますと——というふうな実情であります。また組織しておる会員の構成等を見ましても、全国平均で七〇％が小規模事業者というふうなことになるっております。

従つてどの会にしても、そういう不十分なところは、先ほど申しましたような仕組みを作つて、小規模事業に關する仕事は十分やる気構えでいるものだ、こう考えます。補助金をいらないうという態勢ではないと思ひます。

ただ、先ほど申しました意味は、このようにいろいろな事情で、そういう仕組みがでない、あるいはひまがつかるといふような場合には、その面については補助金を出すわけには参りません、こういうことを申し上げたわけでありました。

○樺葉夫君 四百幾つある商工会議所でありまして、私は商工会議所の全体を通じて、小規模事業者の商工会議所が、めんどろをどの程度までおられるかといふことをよく存じませんけれども、私のよく知つておるところだけの意見になるかもしれないが、これはお許しをいただきたい。

なるほど、商工会議所の会員は七割、八割までは、小規模事業者であるかもしれない。会員の選挙をやります際に、あつては区内から一人出る、それならば、一つ何とか当選させなければいかぬから、会員じゃなければ、投票権を確保するために一つ会員になる、顔を立てて——という程度の会員が多いのです。

そういうわけですから、商工会議所において、中小企業相談部というふうなのが出ておられますけれども、

実際は末端の方に聞きたいわけは、——あるいは教えてくれるかも知れませんが、中小企業の相談なんというものは、実に冷淡なものです。そういうことでは、私はどうもいかぬように思ふものです。ですから、もう少し、本法を成立させ、商工会議所のある地域における零細企業のためになるように、ほんとうに相談のセンターができるように、商工会議所にやはり義務づけていく必要があるのではないかと、こう思ふから私は申し上げておるのです。商工会議所法というものに、もう少しなければならぬように、行政指導で足るでしようけれども、そういう定めがございせんければ、補助金をもう一つもりでなければ、別に相談所も支所も設ける必要はない。今のままでよろしいということになりませんが、そういう地域の零細企業者のための救済方法は、何か考えられないか、こういう質問なんです。

○政府委員(小山雄二君) 実際問題としては、先ほど申しましたように、商工会議所としては、そういう仕組みができるかできないか、事情によつては、あるいはすぐできるかできないか疑問のところがあるかとも思ひますけれども、実際問題としては、やるつもりは十分あると思ひます。法律的に申しますと、そういうことをかりに法律で課しますと、補助も、そういう義務を法律で課しますと、補助も義務づけられるというふうな関係があつて、なかなか法律に書きにくいのであります。が、現行法でも、通産大臣は商工会議所の運営が法律や命令や定款に違反した場合

は、もちろんであります。不当だといふようなときには、いろいろ警告をするような規定がございます。そういうふうな一般的な監督規定でもつて、十分そういう仕事を、かりにそういうものがあつたならば、その仕事の方に熱意を持たず、あるいはそういう仕事に意をなさすという監督は、一般的には現行法でもできます。

○樺葉夫君 できる……もう一つ、先ほど補助金を出す対象を、改善普及員の人員費四億弱というから、どのくらいになりますか。それから、どのくらいになりますか。それから、補助額に

うようなきには、いろいろ警告をするような規定がございます。そういうふうな一般的な監督規定でもつて、十分そういう仕事を、かりにそういうものがあつたならば、その仕事の方に熱意を持たず、あるいはそういう仕事に意をなさすという監督は、一般的には現行法でもできます。

○政府委員(小山雄二君) 予算のうち、改善普及員の人員費は、総額二億五千でございまして、これに對して都道府県が同額出して合せて、相当具體的に、高いものに足りません。場合があると思ひますが、ノミナルのものは、全額補助するという建前でやつております。

○樺葉夫君 この人員費に、補助の中心を置いておられるものだから誤解が起る。だから私は、実際問題として、二千何百がある既存の商工会、いろいろやはり年寄りの人もおろし、若い女の子もおろし、程度の差もあろうと思ふ。会員の大小によつて、俸給も違ひましようし、ですから員数によつて、人員費と限定をしないで、事業費も含めて幾ら幾らの補助金をやるというふうなことにした方が、私は世間で言ふ、これは池田さんの選挙の、自民党の基礎を作るための法律だといふやうに、よけいな悪口を、誤解を起ささないようにするために、人員費に補助の重点を置くというのでなく、改善普及員というものを置きな

い、で、お前の方の商工会には、これこれの事業費を含めて何がしか出すということにしないと、何か人員費に補助の重点があるような印象があるので

○政府委員(小山雄二君) もちろん事業費もございまして。今、改善普及員の人が出ましたので申し上げたのです。が、この補助金をやりまして、この法律で助成しようといふことのねらいは、要するに小規模事業者に対する指導事業をやろう、それには、指導のやり方は、先ほど申し上げましたように、待つておつて相談に乗るといふ建前じゃなくて、しよつ中、日常の巡回等をやりまして、日常しよつ中起る仕事の相談に乗つて指導をしていこうという建前でありまして、どうも仕事を中心は、普及員といふことになるわけでありまして、もちろん普及員の人員費のみならず、それに伴ういろいろな事務費等は、予算に組まれております。

従つて結局、実際の補助の形は、内訳はもちろんな人員費、かように出ますけれども、そういう仕事をやりなさいといふことに結局なるわけでありまして、ただ人員費、この普及員の人員費にいたしまして、普及員、そういう仕事に当たつてもらう人の補助費でありまして、一般の商工会の事務員と申しますか、そういう人には、補助しないわけでありまして。普及員の補助であります。

○樺葉夫君 この事業者のために、その実績に即した資料の収集、提供、経営、技術に關する相談、指導、事業資金の借り入れのあつせん、各種事務の代

行等の業務を不斷に行なり組織を確立する——これは、だいぶん事業が多いのですが、私は、今、国がこうやって健康保険にさへ、五名以下の従業員しか使つていないような事業場においては、健康保険にも入るわけにいかぬ、そのために国民健康保険ができたじゃないかといふことも言われましようが、私は、その一定の地域で、健康保険さえも加入できないようなものを集めて、厚生省が三百人以上に被保険者がなれば、一つの政府管掌の組合を認めるというふうな組織もあるわけですから、そういうふうなことをやらした

ら、どうであらうかといふことを、たえず、この法律が出る出ないにかかわらず、私は常々考へてゐるのです。が、そういう従業員の保険、福利関係のことについても、これだけ仕事があるのに、またさらにといふことになる。補助金の割に仕事が多なり過ぎて、これはどうも、一もたらす二もたらすといふことに結果がなるかもしれないけれども、そういうような指導こそ、また推進こそ、私は、今の零細企業者や、小さな商店などがほんとうに救われる何ではないか、道ではないか、こう思ふのですが、そういう保険とか、福祉というふうな方面についての指導というふうなことはお考へになりますか。

○政府委員(小山雄二君) もちろんそれは考へております。そういうことについて、小規模事業者が知らないために利用できない、あるいは手続等がでないために利用できないといふようなことのないように、そういうことを指導していくといふことは、一番商

工会の仕事の重要な一つと考えております。

○樺繁夫君 これ、勉強が足らぬので、私が見ていないのかもわかりませんが法のどこに、何条に、そういうことありますか、ちょっと教えて下さい。

○政府委員(小山雄二君) 法案の十一
条の五号で、これは法律的なことで、
ほかの関係の法律等の例で定めるとい
うことで、特掲はしていなかったが、
ただそういう点が不十分だということ
で、衆議院におきまして修正が加えら
れまして、五号が原案では「前各号に掲
げるもののほか、商工会の目的を達成
するために必要な事業を行なうこと。」
とありますのを「前各号に掲げるもの
のほか、商工業者の委託を受けて当該
商工業者が行なうべき事務(その従業
員のための事務を含む。)を処理し、
その他商工会の目的を達成するために
必要な事業を行なうこと。」という
文句が入りまして、この修正を加えま
すと、その点が、はっきりするとい
うことでございます。

○樺繁夫君 まあ衆議院で、そういう
修正がついておれば、原案のままより
は若干よろしいと思えますけれども、
今私が指摘いたしましたようなこと
は、「前各号に掲げるもののほか」とい
うようなことで扱う性質のものじゃな
いと思うのですよ、非常に大切な問題
です。

ですから、これは審議の過程で、一
つ皆さんと御相談をいたしたいと思
いますが、関連でありますから……。

○委員長(山本利壽君) 速記をとめ
て。

〔速記中止〕

○委員長(山本利壽君) それじゃ速記
を始めて。

本日は、これをもって散会いたしま
す。

午後三時四十六分散会